

4) 靴（合成皮革）

<対象品>

表示義務のある「靴」は、次のようなものです。

- ・ 甲に合成皮革を使用したもの
※甲の一部に合成皮革を使用したものも含む
- ・ 甲（合成皮革）と本底（ゴム、合成樹脂またはこれらの混合物）を接着剤で接着して成型した靴

例えば ビジネスシューズ、スニーカー、テニスシューズ、ウォーキングシューズ、カジュアルシューズ、子供用運動靴、婦人パンプス、ブーツ等
※主としてタウン用として着用する靴



<対象外>

- ・ 甲、底材ともに天然皮革を使用したもの
- ・ 甲に天然皮革、底材に合成底を使用したもの
- ・ 特定の用途に限定された靴

例えば ゴルフシューズ、スパイク、トレッキングシューズ等



- ・ 甲皮がゴム製のもの

例えば 長靴、レインシューズ等



- ・ 甲の形状が「ひも」または「バンド」状のもの
- ・ 部分使いなど甲部分の合成皮革使用面積が少量の場合

